

令和6年2月9日

食中毒事故発生に関するお知らせ

弊社が運営をしております事業所（大阪市北区）において食中毒事故が発生致しました。発症されたお客様とご家族様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、多くの関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

2024年2月8日付けで、所轄である大阪市保健所(以下、所轄保健所)の結果が判明し、行政処分の内容が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

■食中毒事故の内容

2024年2月3日（土）から弊社提供のお弁当を喫食されたお客様25名に吐き気、下痢、腹痛の症状が見られたため、所轄保健所の指示に従い対応を行ってまいりました。保健所の検査の結果、喫食されましたお客様7名の検体からノロウイルスが検出されました。

■行政処分の内容

病因物質 : ノロウイルス
行政措置 : 営業停止3日間（2024年2月8日から2024年2月10日）
処分年月日 : 2024年2月8日
処分理由 : 食品衛生法第6条違反

■対応・対策

当該事業所における調理業務は2月6日より自粛をしております。
弊社は、日頃より「安全で安心な食事サービスの提供」に心がけ、衛生管理体制の徹底に努めてまいりましたが、この度の事故を厳粛に受け止めております。今後は保健所の指導に従い、再発防止・安全強化を図り一層の衛生管理体制に努力いたす所存です。

以上

■本件に関する問い合わせ先

中央フードサービス株式会社 総務本部 米本 TEL：06-6462-1325